



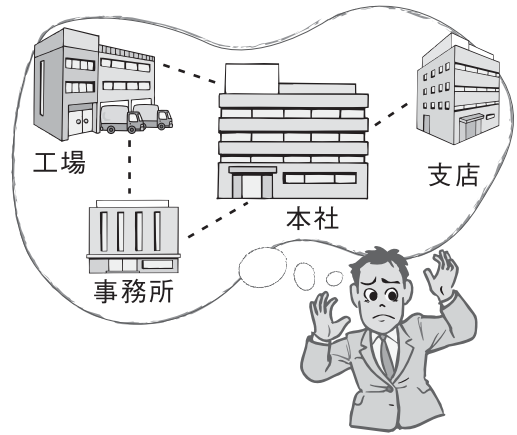
## 監督署の窓

### 適用事業の考え方

今年に入りようやく景気回復のきざしが見えてきました。監督署における相談窓口にはあいかわらず多くの方が労働相談にいられている状況が続いています。

また、年度の変わり目となる3月から4月にかけては、三六協定や就業規則などの届出に求められる方も多く、窓口が混み合いかも迷惑をおかけすることも多かつたかと思えます。

今年に入りようやく景気回復のきざしが見えてきました。監督署における相談窓口にはあいかわらず多くの方が労働相談にいられている状況が続いています。



届出については、事業場ごとに管轄の監督署に届け出をすることとなっています。ここでいう事業場とは、適用事業のことを指しています。そこで、よくご質問を受けることが多い、この適用事業の考え方について、少し確認してみたいと思います。

「一方で、「場所的に分散しているものであっても、出張所、支所等で、規模が著しく小さく、組織的関連ないし事務能力等を勘案して一の事業という程度の独立性がないものについては、直近上位の機構と一括して一の事業として取り扱うこと」

ります。解釈例規によると「一の事業であるか否かは主として場所的観念によって決定すべきもので、同一場所にあるものは原則として分割することなく一個の事業とし、場所的に分散しているものは原則として別個の事業とすること（以下略）」としてい

ますので、例えば、本社、工場が場所的に離れていれば、原則、それぞれが一つの適用事業となりま

す。次に、建設工事の現場について見てみると、解釈例規では、「現場事務所があつて、当該現場において労務管理が一体として行われている場合を除き、直近上位の機構に一括して適用すること」となっており、現場事務所の有無とともに、当該現場において労務管理が一体として行われているかどうかによって判断されることとなりますので、直近上位の支店等と一括して取り扱うべきものとなります。また、複数の労働者が常駐している作業の指揮命令あるいは時間外労働の指示等が当該現場の判断において行われるなど労務管理が現場単位で行われているのであれば、当該現場が適用事業として扱われることとなります。

## 落花

今川 英明

表紙のことば

湖畔にはサクラの木が多い、水面の浮き草に落花が付着し、ピンク色のツツジの花もまぎって、モザイク的な面白さをとらえました。

サクラが散る頃に、再びシャッターチャンスがあります。

- データ
- カメラ キヤノン E O S 5 D マーク II
- レンズ キヤノンズー ム 17 | 40 F 4